

韓国知的財産ニュース 2014 年 2 月後期

(No. 265)

発行年月日：2014 年 4 月 1 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、2 月 16 日から 28 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

- 2-1 KIPO、強い特許創出に向け非特許文献の統合検索サービスを開始(2.17)
- 2-2 国家研究開発の現場に「史草」残す！(2.17)
- 2-3 「生涯の周期別における知的財産教育」を実施(2.18)
- 2-4 特許のビックデータ活用し政府 R&D 効率性高める(2.19)
- 2-5 KIPO、現場中心の出願・登録説明会を開催(2.19)
- 2-6 3D プリントの研究者、知財権をテーマに会同(2.20)
- 2-7 特許情報院のテジョン移転がスタート(2.20)
- 2-8 国際特許出願、20 年で 100 倍に成長(2.21)
- 2-9 優秀な知的財産保有企業を金融界とリンク(2.24)
- 2-10 韓国特許庁、2014 年の業務推進計画を報告(2.24)
- 2-11 産業部、医薬バイオの特許事業化を支援(2.27)
- 2-12 ロシアと知財権協力に関する了解覚書を締結(2.28)
- 2-13 知財権が強みの中小企業育成を推進(2.28)
- 2-14 創造経済の実現に向け中小企業庁と特許庁が協力(2.28)
- 2-15 知財スター企業・知財経営認証企業に保証支援(2.28)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 サムスン電子、ダイソンに損害賠償訴訟を提起(2.16)
- 3-2 ポスコ、日韓の電気鋼板特許係争で勝利(2.18)
- 3-3 LG 電子、パテントトロールとの係争で勝訴(2.21)
- 3-4 SK イノベーション、LG 化学に勝訴(2.21)
- 3-5 サムスンとアップル、合意にこぎつけず

- 3-6 サムスン電子が提起したアップルに関する公正取引委員会の決定 (2. 25)

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 商標警察、アウトドア衣類の模倣品と戦争中 (2. 28)

その他一般

- 5-1 技術・知財評価システム持つ金融会社に「損失免責」 (2. 16)
- 5-2 職務発明補償制度を導入した企業は R&D 成果を収め (2. 20)
- 5-3 知財専門サービス業界、「厳しい」 (2. 20)
- 5-4 特許最強者 IBM を追うサムスンの特許パワー (2. 25)
- 5-5 GE、国内中小・中堅企業に特許技術移転を決め (2. 26)
- 5-6 知財サービス市場、公共機関が全体の 8 割占め (2. 26)

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

2-1 KIPO、強い特許創出に向け非特許文献の統合検索サービスを開始

韓国特許庁 (2014. 2. 17)

韓国特許庁は、非特許文献の提供範囲を拡大し、統合検索環境を提供する非特許文献の統合検索サービスを 2 月から開始すると発表した。非特許文献の統合検索サービスは、審査官が特許出願された技術内容について特許性を判断するとき、特許文献以外に非特許文献 (論文、ジャーナル、標準技術文書など) をより簡単に検索し、審査に活用できるように提供されているサービスだ。

こうしたサービスは、審査官が出版社に個別に連絡をするか、インターネットサイトで検索していた非特許文献を一つのウェブサイトにおいてワンクリックで統合検索できるようにしており、審査効率の向上に大きく貢献すると期待されている、

サービス対象文献の情報は、2013 年に新規構築されたモバイル広域通信標準技術 (3GPP) や、インターネット標準技術 (IETF) が約 73 万件、従来には別途提供されていたインターネット公知技術、建築文献が約 6 千件、個別出版社が提供しているネイチャー、

サイエンスなど約 8 万 3 千種類の有料・無料の電子ジャーナル、韓国科学技術情報研究院 (KISTI) が提供する国内外の約 34 万 7 千種類の電子ジャーナルなどが搭載されている。

これまで同庁は、審査官が審査品質向上のため取り組んできた結果、特許審査の時に活用された非特許文献の引用率が 2011 年 4.12%→2012 年 4.68%→2013 年 5.21%と増加している。

審査品質が向上されれば、出願された特許の登録及び拒絶理由がより明確になり、登録された特許の権利の一層の強化ができ、強い特許の創出にも大きく貢献すると見込まれている。

今回開始する非特許文献の統合検索サービスを基盤に審査効率及び品質向上を図るため、国内外の標準化団体と国別の標準技術文書及び有料・無料電子ジャーナルの提供範囲を拡大していく予定だ。

情報顧客支援局のチェ・キュワン局長は、「特許庁は、わが庁が保有している非特許文献データを一般人も活用できるよう段階的に開放し、政府 3.0 の実現に取り組んでいく考えだ」と述べた。

2-2 国家研究開発の現場に「史草」残す！

韓国特許庁(2014. 2. 17)

韓国特許庁は、知的財産基盤の創造経済時代を迎え、大学や公的研究機関の研究開発情報を知的財産権としての保護するため、「2014 年電子研究ノート総合支援プログラム」を今年 2 月から本格的に推進する。

昨年、5 機関を対象に電子研究ノート構築を支援したことに続き、今年は事業規模を拡大して計 7 機関(上半期 4、下半期 3)を支援する計画だ。

支援対象は、政府 R&D 課題を遂行する研究機関及び専門機関で、選定された機関は支援費用の約 5 千万ウォン限度内で 70%の支援を受ける。

電子研究ノート総合支援プログラムは、政府 R&D 課題を遂行する研究機関が電子研究ノートを通じて研究開発情報を体系的に記録・管理・活用できるように関連システムの構築及び教育・コンサルタントを支援する総合プログラムだ。

電子研究ノートは、電子文書(PDF ファイルなど)の形態で研究ノートと関連した情報を記録・保存する研究記録物として、共同研究の所有権を巡るトラブルが発生したとき、証拠資料として活用が難しかった書面研究ノートを補完し、紙の代わり電子文書を使用するデジタル化した研究開発環境を反映した新しい研究記録手段だ。

これを通じて研究開発を遂行する研究員は、いつ、どこでも研究ノートを作成し、その記録をシステムによりリアルタイムで保存でき、参加した研究員の間で研究成果を共有することも簡単で、トラブルが発生したときに重要な証拠資料としても活用できる。

さらに、研究成果の技術移転のときにも、電子研究ノートを通じて研究の再現可能性及び信頼性などが確保でき、大学・公的研究機関と企業との技術移転可能性を高め、技

術料の収入が増大される効果もたらされる。

電子研究ノート支援プログラムの支援を受けた機関は、2013 年現在、KAIST、KIST、ヨンセ大学など計 14 の機関であり、電子研究ノートの真本確認のための時点認証サービス利用実績 (12, 135 件) も前年に比べ約 13% 増加するなど、研究現場における需要が着実に増加している。

産業財産政策課のキム・ヨンソン課長は、「電子研究ノートの構築を通じて研究開発情報を共有することで、重複研究を防ぎ、質的にも優秀な知的財産権の確保が可能だ」として、「国の R&D 現場において研究ノートの活用が一層拡大されるよう、未来部などの関係部署と制度的な見直し案を積極的に模索していく考えだ」と述べた。

2-3 「生涯の周期別における知的財産教育」を実施

韓国特許庁 (2014. 2. 18)

韓国特許庁は、2014 年から知的財産に基づいた創意的な人材の育成に向け、「生涯の周期別における知的財産教育」を実施する。

< 推進の背景 >

世界経済は、「産業経済」や「知識経済」から想像力・創意性と、アイデアに基づき経済的な付加価値を創出する「創造経済」にシフトしつつある。

創造経済の下では、創意的なアイデアを知的財産として確保し、競争力の維持と新規市場と雇用の創出が重要になっており、創造経済の競争力の核心は、想像力と創意力に基づいて創意的なアイデアを生産する創意人材である。

そのため、創意人材が備えるべき核心能力を高め、インフラを構築して創造経済時代に見合う人材の育成に重点を置き、国民を対象に体系的な知的財産教育を推進していく必要がある。

こうした考えから、韓国特許庁は、知的財産を通じた創造経済の実現を促すため、小中高から大学(院)、企業にいたる生涯の周期別に発明と知的財産教育を体系的に実施し、知識財産に基づいた創造人材を養成する計画である。

< 前年度の主な成果 >

昨年における発明・知的財産教育の推進の主な成果を見ると、青少年の発明教育の拡大に向けたインフラ構築と、大学及び企業の知的財産教育拡大などが飛躍的な伸びを示しているという。

□ 第一に、青少年の発明教育の拡大に向けたインフラの大幅な構築を行っている。全国 194 の発明教育センターを通じて年鑑約 19 万人の青少年が発明を通じて思考能力の向上を図った。

○ また、創意性の増進発明教育のため、EBS と了解覚書を締結し、「発明がポンポ

ン」プログラム 35 本を製作、放送して第 40 回の韓国放送大賞「子供・青少年部分の作品賞」を授賞した。

□ 第二に、大学の知的財産教育の持続的な拡大を推進した。大学が知的財産専門教授を確保し、大学が自力で知的財産教育を行えるよう、知的財産教育の先導的大学(数)を 2013 年(3 校)に比べ 2013 年(6 校)に 100%拡大したほか、先導的大学の知財権講座(数)も 2012 年(83 科目)に比べ 2013 年(200 科目)に 141%増加した。

□ 第三に、グローバル特許係争に対応できる企業の知的財産実務人材育成過程などを運営し、企業からの教育生(数)が 2012 年(1,368 名)に比べ 2013 年(1,565 名)に 14.4%増加し、自治体・大学・企業が参加する地域単位の知的財産人材育成体系(教育ハブ)を構築して地域の大学と知的財産人材を必要とする企業との「多者間の産学連携」を通じて計 31 名が就職するなどの成果を挙げた。

<主な内容>

□ 今回の「生涯の周期別における知的財産教育推進」には、「発明教育を通じた青少年の創意力の向上」、「大学(院)の知的財産教育の活性化」、「企業の知的財産経営支援のための専門人材の育成」、「発明、知的財産文化の拡大」など、知的財産中心の創意的人材育成の重点的推進案が盛り込まれている。

□ 第一に、未来の経済キーパーソンである青少年の創意性の向上に向けた発明教育及び職業教育の活性化、発明英才の発掘及び成果の導出、発明教育のインフラ構築を強化する。

○ 発明教育の活性化のため、老朽化した発明教室を年次的に現代化し、発明に関心のある学生がいつでも利用できる「無限創造室 発明教育センター」に転換し、青少年の創意的なアイデアを導出してそれを解決できる教育の場になるよう、成長段階別(小・中高)に適用可能な教育プログラムを設計・普及する計画である。

○ 職業教育の活性化のため、知的財産分野の国家職務能力標準(NCS, National Competency Standards)の導入を通じて職務中心の知的財産職業教育を推進し、中等段階の職業教育における発明教育の強化のため、中小企業庁と協力し、「中小企業専門高校」に発明・知的財産教育プログラムの普及・拡大を図る。

○ 発明英才の発掘及び成果の導出のため、化学(英才)高校に対する発明教育を推進し、次世代の英才企業家の教育院修了生への支援を拡大し、創業アイデアの発掘、専門家によるコンサルタント、知的財産権の出願などのプログラムを提供し、中小企業庁の大学生の創業支援事業と連携する予定だ。

○ 発明教育のインフラ構築のため、国家レベルの教育課程の改変のとき、科学領域における発明・特許教育の反映、4 つの圏域別の発明教師教育センターを通じた発明教師の教育、正規強化発明教育の拡大に伴う発明教師の認証制度の導入とともに、体系的な発明教育が行われるよう、市・道教育庁との協力を強化していく計画である。

□ 第二に、大学の知的財産教育の活性化のため、知的財産教育の量的・質的水準を高める。

○ 知的財産教育の質的水準の向上のため、大学(院)の知的財産標準教育課程の設計・運営、大学の知的財産融合教育及び創業プログラムを提供する。

○ 知的財産教育の量的拡大のため、知的財産教育の先導的大学の拡大運営及び政府省庁間の協業を通じて知的財産教育を拡大する。

□ 第三に、企業知的財産経営の支援及び専門人材の要請のため、中小企業が必要とする知的財産人材の要請、企業支援のための弁理士の専門性を強化する。

○ 中小企業の知的財産経営の認識向上活動を先行し、企業の知的財産教育環境の診断及び処方後、企業の知的財産の水準別・業種別に特性化されたオーダーメイド教育の支援のため、事例・実務中心の問題解決型教育を実施する。

○ 企業が求める知的財産人材を育成し、若年層の就業と連携できるよう、自治体・大学・企業が参加する地域単位の知的財産人材育成体系(教育ハブ)を構築し、韓国企業の知的財産紛争などに効果的に対応するための知的財産専門家を育成するため、知的財産専門学位過程(MIP)を拡大・運営する。

○ 企業支援のための弁理士の専門性強化のため、弁理士法の全部改正を通じて、弁理士制度の合理的な改善と、理系出身の弁護士を知的財産専門家に活用するため、法科大学院の知的財産教育の拡大に向けた法務部・教育部との省レベルの連携も推進する。

□ 第四に、発明・知的財産の文化を拡大するため、各種の発明大会を統合・運営し、EBS 発明教育プログラムのコンテンツの拡大、優秀なアイデアの提案の活性化などを推進する。

○ 類似する発明大会や教育プログラムを統合・運営し、創意性を最大化できる青少年の祝祭の形に発展させ、運営費も削減するなど、相乗効果を図る。

○ EBS の製作チームと協議を行い、未来技術の予測など発明教育センターなどで活用ができるよう、興味を引くような発明コンテンツを開発する。

○ 優秀なアイデアの提案を活性化するため、発明教育センター、次世代英才企業人教育院などを通じて創出された青少年の優秀なアイデアと、各種の発明大会に入賞したアイデアを「創造経済単」で提案またはメンタリングサービスとの連携を推進する。

<期待効果及び今後の計画>

□ (期待効果)発明・知的財産教育の拡大及びインフラ支援などを通じて

○ (青少年)創意的なアイデアを導き出し、それを解決できる創意的人材として育成でき、

○ (大学(院))創造経済を牽引する前哨基地としての役割と、強い特許の創出のための研究開発人材として、知的財産に基づいた R&D を遂行する。

○ (中小企業) 知的財産の紛争などに効果的に対応し、企業経営層の知的財産の経営マインドの向上及びネットワークの構築ななど、自生的な知的財産の能力強化の基盤が整えられ、

○ (産官学の知的財産教育のハブ) 大学と知的財産人材を求める企業間の産学(就業)連携により、企業が望む知的財産人材を体系的に育成できる。

○ (弁理士) グローバル知的財産紛争の対応力強化などに大きく役立つと見込まれる。

□ (今後の計画) 特許庁は、これからも、青少年及び大学(院)生、企業など、全国民の生涯の周期にかけて、体系的な発明・知的財産教育を通じて創意性を高め、優秀な知財権を創出できる創意人材の要請製作を推進していく計画である。

2-4 特許のビックデータ活用し政府 R&D 効率性高める

韓国特許庁(2014. 2. 19)

最近、韓国の遠洋マグロ漁船の平均寿命が 20 年以上と老朽化し、従来の漁船に代替できる漁船の製作の必要性が提起された。中小企業型の造船技術を開発する中小造船研究院では、運行費用を削減できる漁船設計技術の開発に乗り出したが、韓国や外国で開発された技術の把握が難しく、研究方向の舵取りに難航していた。

ちょうどその時、韓国特許庁の政府 R&D 特許技術動向調査事業の支援を受けた中小造船研究院は、韓国・日本・欧州及び米国で公開された特許を分析し、「省エネ型の漁船設計技術」のオリジナル特許確保の可能性を検討した。その結果、運行費用を 10%削減できる漁船設計技術の特許の確保という成果を手に入れた。特許情報を活用し、研究目標及び方向を定めた同研究院は、研究開発に拍車をかけている。

優秀特許を創出できる分野に政府 R&D 能力を集中できるよう韓国特許庁が支援する。同庁は、知的財産権の事前調査を通じた政府 R&D 効率性増大のため、今年、応用・開発研究段階を始め、基礎研究課題にまで特許動向調査の支援対象を拡大し、デザインの融合が必要な政府 R&D 課題にデザイン動向調査を新たに支援すると発表した。

ところが、基礎研究課題は、2012 年に遂行された政府 R&D 課題のうち、42.5%を占めており、2012 年政府 R&D 特許成果の分析結果、技術の創意性や権利保護の強度、権利の充実度、適用分野の多様性などが応用及び開発研究より高いとされ(韓国知識財産戦略院、2014.2)、基礎研究課題を対象とした特許動向調査の支援を拡大した場合、政府 R&D 特許成果を量的・質的に向上できると期待される。

また、創造経済を実現できる代表的なアイコンとしてデザインと R&D の融合が強調されていることを受け、特許とデザインを連携した特許-デザイン動向調査を新たに支援する。最近、産業通商資源部が「デザイン Spill-over を通じて産業の高付加価値化をリードする!」というスローガンを掲げ、デザインと R&D を融合するプログラムを実施している。韓国特許庁は今年、産業部の産業融合オリジナル技術開発事業を対象に、関連技術分野の特許及びデザインの動向も分析して創意的なデザインの出願を支援する計画

だ。

2005年から始まった政府 R%D 特許技術動向調査は、このように優秀な特許の創出が可能な分野で政府 R&D を遂行できるよう、特許情報を活用する事業として、2013年には産業部や未来部など 16 の部署が企画した 3,885 の R&D 課題の特許分析結果を提供し、2014年には、前年比 651 の課題が増加した 4,536 の R&D 課題を支援する予定だ。

ソウル大学の経済研究所(2013.9)によると、政府 R&D 課題の企画及び選定時に特許情報を活用した結果、2012年約 5,020 億ウォンの政府 R&D 予算が削減され、同事業の支援を受けた政府 R&D 課題は、未支援課題より国内特許登録件数が 21%、海外特許登録件数が 37%増加した。

産業財産政策局のクォン・ヒョクジュン局長は、「政府 R&D を通じてオリジナル基盤特許が創出できるよう、特許技術動向調査の支援を拡大するほか、各省庁との連携を続けて R&D の特性に合う支援体制を構築していく構えだ」と述べた。

2-5 KIPO、現場中心の出願・登録説明会を開催

韓国特許庁(2014.2.19)

韓国特許庁は、2月19日、韓国知識財産センター(KIPS)において、2014年度から変更される出願・登録制度および手続きなどの内容をテーマに現場説明会を開催すると発表した。

説明会では、昨年、出願・登録申請と関連し不便とされていた「爪下の棘」規制の見直し結果を紹介する一方、今年から導入される顧客中心の開かれた出願・登録制度を説明する計画だ。

同庁は、今回の説明会を通じて個人や企業、弁理士及び弁理業界従事者の知的財産活動を積極的に支援することで、国民と企業の知的財産の創出能力強化に貢献すると期待されている。

同説明会では、昨年に設けられた委任状関連の補正時に補正料を最初の1回だけ納付できる制度、特許登録証をオンラインで無料発給制度などの見直された事項を紹介し、今年2月から施行されている速い出願・登録方式審査サービスと、拡大される公共弁理士の特許相談サービス、3月から施行される特許維持料などの徴収規則の改正による手数料体制の改変、7月から導入される登録申請方式の審査官職権の補正制度、特許登録原簿の発給対象の拡大などを説明する。

また、各種情報へのアプローチが比較的難しい地域の顧客のため、現場における不満の解消、顧客の信頼と利便性向上のため、出願・登録制度の地域巡回の説明会も開催する計画だ。

情報企画局のチェ・ギュワン局長は、「庁では、顧客感動のオーダーメイド型サービスを実現するため、出願人に不便となっていた手続きや制度を積極的に改善し、世界一流の出願・登録サービスを実現していく計画だ」と述べた。

2-6 3D プリントの研究者、知財権をテーマに会同

韓国特許庁(2014. 2. 20)

医療をはじめ自動車部品、スマートフォンなど、適用できる分野が広く、起業や雇用創出への貢献が期待されている 3D プリント分野の研究者が知財権をテーマに一堂に会する。

3D プリント技術は、ソフトウェアや機械、素材、電子、バイオなど様々な分野の技術が融合・複合された技術として、広範囲な産業分野に及ぼす波及効果が大きく、世界的に脚光を浴びている。

韓国特許庁は、2月20日と21日、大田の国際知識財産研修院において「3D プリントの知財権動向及び新技術」をテーマにシンポジウムを開催すると発表した。

今回の創立シンポジウムは、3D プリンターを活用したビジネス戦略及び事例、3D プリントの最新技術動向、3D プリンターの拡大に応じた知財権獲得戦略が発表される予定だ。

また、創立シンポジウムに続いて行われる 3D プリント関連の細部の新技術セミナーでは、△3D 金属プリント技術、△バイオ3D プリント技術、△ナノ3D プリント技術、△3D プリントの素材別積層技術が発表され、△3D プリンターを活用したサービス新事業のアイテム、収益モデル及び事例が発表される。

韓国特許庁は、今回の創立シンポジウムと新技術セミナーを通じて、技術的背景の異なる研究者同士の連携をスムーズにするためのオン・オフラインの交流の場を設けたい考えだ。成長の初期段階にある韓国の 3D プリント産業の主なテーマとされるスピード、材料、プリンターの大きさ、精密度などの問題を解決するため、シンポジウム参加者から知恵を集める。

知的財産権の主務部署である韓国特許庁は、3D プリントの知財権シンポジウムにおいて、3D プリント関連のコア技術と 2014 から特許権が満了*する技術の情報提供を予定している。また、最近の 3D プリント技術への関心と期待が知財権基盤の技術開発につながるようにし、国内では技術基盤が不十分な 3D プリント分野技術の国産化及び産業環境の構築を支援する計画だ。

*直接金属レーザ焼結法 (DMLS : Direct Metals Laser Sintering)など

2-7 特許情報院のテジョン移転がスタート

デジタルタイムズ(2014. 2. 20)

韓国特許情報院の特許情報振興センターが7月をめぐりにしたテジョン移転を本格化する。

20日の特許情報院によると、今月末までに組織改変を終え、7月から本社の社屋をテジョンに移転するという。

特許情報院は、昨年、テジョン市と「テドク研究開発特区の創造経済前哨基地及び知的財産拠点地区の構築に向けた了解覚書」を締結し、エキスポ科学公園内にサイエンスタウンの敷地に新社屋を建て、移転することを決めた。

ところが、公園内にある従来の施設を撤去してそこに新築するには 3~4 年の時間がかかると予想され、臨時社屋を設けて移転を推進することにした。

臨時社屋は現在、テジョンの貿易会館やケリョン建設の新規社屋の 2 箇所に分かれる雰囲気だが、まだ最終決定されていない。

数百人を同時に受け入れられる場所を探しているため、決定が難しいという。

このうち、貿易会館は、韓国特許庁から徒歩で 10 分もかからないほど隣接しているため、最適の立地として評価されている。

特許情報院は、内部の審議委員会を開き、来月、最終的な立地選定をする予定だ。

社屋が決まる次第、戦略企画室、経営支援チーム、先行技術調査人材など、本社のコア人材 100 人と関連組織がテジョンに移転する。

その後、来年の上・下半期にそれぞれ 150 人ずつ、計 300 人の人材と組織を段階的に移転する。

特許情報院がテジョンに移転した場合、特許庁とのより緊密な連携体制が構築され、特許審査の品質向上に大きく役立つと期待されている。さらに、従来の先行技術調査業務中心から業務領域が拡大され、特許庁の主要補助機関としての位置づけが予想されている。

テジョン市は、特許情報院の移転により、地域経済の活性化および人口流入など相当な経済効果を期待している。

とくに、情報院内の常駐人材約 600 人をはじめとし、弁理士や関係機関、その家族など約 4000 人の人口流入効果により、地域の発展及び税収の増加効果も予想している。

雇用創出の効果も期待される。

特許情報院は、移転過程で人材の離脱が予想され、新規雇用も必要となるだけに、テジョンで必要な雇用を需給してもらう方針だ。

特許情報振興院の特許情報振興センター戦略企画本部のチュ・イルテック本部長は、「会社の構成員の事情を配慮しながら移転を進めるつもりであり、今年のうちにはスタートして来年末まで本社移転をまとめる計画である」と述べた。

<シン・ソンミ記者>

2-8 国際特許出願、20 年で 100 倍に成長

韓国特許庁(2014. 2. 21)

韓国の 2013 年における国際特許出願件数が前年比 4.8%増加した 12,439 件となり、1984 年特許協力条約に加盟して初めて 12,000 件を超えた。

*特許協力条約(Patent Cooperation Treaty)に基づく出願により、1 件の国際出願書の

提出を通じて PCT 加盟国(2014 年 2 月現在、148 国)に同時出願する効果がある。

これは、20 年前の 1993 年の出願件数 128 件の 100 倍に達するもので、韓国は、こうした成長に後押しされ、2010 年から維持してきた世界 PCT 出願 5 強*の地位を容易に維持できると見込まれる。

*米国、日本、中国、ドイツ、韓国(韓国を除いた 4 カ国は、2013 年実績を未発表)

こうした国際特許出願の成長は、PCT 国際特許出願が国際舞台で競い合える技術競争力を備えた発明が大半であることを踏まえると、昨年の特許出願件数が 20 万件を超えたこととともに、創造経済を牽引する主なエンジンとなったといえる。



2013 年度の国際特許出願の多出願順位を見ると、2006 年から 2012 年までの 7 年間、1 位を占めてきた LG 電子(1,225 件)を抜いて、サムスン電子が 1 位(1,328 件)を占めた。LG 化学、第一毛織、LG イノテックが後に続き、韓国エネルギー技術研究員(6 位)、韓国電子通信研究員(9 位)、韓国生産技術研究員(10 位)など、国の研究機関 3 箇所が 10 以内にランクインして大手企業と肩を並べた。

一方、マドリード国際商標出願制度*を因氏他国最小表出願も前年比 11.8%増加した 616 件になった。

*1 回の国際出願書の提出で、マドリード議定書に加入している諸国二度自称標出願する制度

マドリード国際商標多出願 1 位は、44 件を出願した現代自動車だ。上位 10 位圏内には、ハリムホールディングス(2 位、20 件)、韓国や金(3 位、16 件)をはじめとする中堅

中小企業7社がランクインしているが、これは、経済的かつ利便性の高いマドリード国際商標出願制度を中小・中堅企業がうまく利用した結果だと分析できる。

情報顧客局のチェ支援局長は、「国際特許と国際商標は、世界舞台で韓国の技術競争力とブランド競争力を示す知的財産の重要な指標だ」と評価し、「韓国特許庁は、今後、国際出願制度の改善、国際出願の巡回説明会の開催などを通じて、こうした超過基調の維持に取り組んでいく構えだ」と述べた。

<添付1>国際出願の総括

(単位：件、%)

区分		2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
特許	件数	8,026	9,639	10,412	11,869	12,439
	(増減率)	(1.4)	(20.1)	(8.0)	(14.0)	(4.8)
商標	件数	282	405	536	551	616
	(増減率)	(30.6)	(43.6)	(32.3)	(2.8)	(11.8)

<添付2>PCT国際特許の多出願人の現状

(単位：件、%)

出願人	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年(増減率)	
サムスン電子	536	720	753	961	1,341	39.5
LG電子	1,097	1,362	1,255	1,101	1,225	11.3
LG化学	197	185	314	401	534	33.2
第一毛織	35	66	63	97	157	61.9
LGイノテック	69	135	189	340	132	△61.2
韓国エネルギー技術 研究院	16	24	19	55	111	101.8
SKプラネット	0	1	1	64	102	59.4
KT	13	10	44	105	93	△11.4
ペンテック	2	58	88	136	78	△42.6
韓国電子通信研究院	184	101	121	85	78	△8.2
韓国生産技術研究院	12	27	39	74	74	-
合計	2,149	2,662	2,847	3,345	3,851	17.2

<添付3>マドリード国際商標の多出願人の現状

(単位：件)

出願人	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
-----	-------	-------	-------	-------	-------

現代自動車	0	22	2	5	44
ハリムホールディングス	0	0	0	0	20
韓国や金	0	0	0	1	16
インフラウェア	0	0	0	1	10
サムスン電子	1	2	9	25	9
メガゼンインプラント	0	0	1	1	9
ソウル半導体	0	1	2	26	7
起亜自動車	3	0	0	1	6
NC ソフト	0	0	0	0	6
SK ケミカル	0	0	0	0	6
ハンデルとコンピュータ	3	2	2	0	5
韓国タイヤ	3	1	1	0	5
その他	232	286	355	362	302
合計	242	314	372	422	445

<添付4> 国際特許分類(IPC)の技術分野別の国際特許出願の現状

(単位：件、%)

区分	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
(A)生活必需品	1,109	1,376	1,490	1,659	1,619
(B)処理操作_運輸	744	973	961	1,014	1,109
(C)化学_や金	797	1,050	1,209	1,443	1,503
(D)繊維_紙類	79	92	128	136	112
(E)固定構造物	224	267	283	270	325
(F)機械工学	476	633	666	684	693
(G)物理学	1,156	1,427	1,677	2,200	2,236
(H)電気	2,435	3,123	3,383	3,889	3,889
未分類	1006	698	615	749	953
合計	8,026	9,639	10,412	12,044	12,439

<添付5> マドリード商品・サービス業分類別の出願現状

(単位：件、%)

商品/サービス業分類	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年		
					件数	増減率	シェア率
09 類(情報通信機)	62	102	131	167	149	△10.8	11.6

器)							
25 類(衣類)	61	47	92	83	117	41.0	9.1
18 類(かばん類)	43	26	46	55	78	41.8	6.1
03 類(化粧品類)	25	45	46	54	67	24.1	5.2
35 類(卸・小売サー ビス業)	19	47	63	58	66	13.8	5.1
42 類(コンピュータ 情報関連業)	19	17	52	32	45	40.6	3.5
11 類(証明及び冷暖 房器具)	25	27	26	61	41	△32.8	3.2
12 類(輸送機械)	15	52	14	37	39	5.4	3.0
29 類(動物性食品 類)	8	7	17	32	31	△3.1	2.4
05 類(医薬品)	9	12	43	31	22	△29.0	1.7
その他	272	398	382	448	628	40.2	48.9
合計	558	780	912	1058	1283	21.3	100.0

※国際商標分類(ニース分類)ベース

2-9 優秀な知的財産保有企業を金融界とリンク

韓国特許庁(2014. 2. 24)

優秀な知的財産権を有している企業がそれを利用して特許権や実用新案権で投資・融資が受けられるよう、金融界とリンクする事業が始めて思考される。

韓国特許庁は、3月から知財権を保有している中小企業から申請を受け、保有した特許の水準を無料で診断し、技術評価書を発給する「創造企業知財金融連携の支援事業」を実施すると23日に発表した。

対象となる企業は、登録特許や実用新案権を有している企業で、資金調達のために金融機関や投資機関*からの推薦を希望する企業だ。

*銀行(産業銀行、企業銀行など)、保証機関(技術保証基金、信用保証基金)及び投資機関

韓国発明振興会の弁理士など専門家で構成された評価チームが中小企業の知財権技術の評価し、技術評価書には、企業の現状と保有特許の技術性、権利性などに関する検討意見(優秀、良好、普通の3段階)が盛り込まれる。

特許庁は、隔月で30~50社の知財権技術評価書を発給する計画だ。

産業財産振興課のク・ヨンミン課長は、「知的財産権を利用して貸出や補償を受けたい中小企業と、優秀な知財を保有している中小企業を探している金融界との需給の不均衡

を解消するため、本事業を推進することにした」と述べた。

昨年3月、KDB 産業銀行の「知的財産担保ローン」が発売され、信用保証基金が8月から「知的財産の価値評価保証」を実施している。

IBK 企業銀行も「知的財産権担保ローン」を今年4月から運用するなど、知的財産を活用した金融商品が相次ぎ発売されている。

国民銀行や新韓銀行などの一部の市中銀行も昨年から技術保証基金と連携した知財金融商品を発売し、今年は、ほかの銀行界に拡大すると見込まれる。

そのため、今回韓国特許庁の「創造企業知財金融連携の支援事業」が資金を必要とする中小企業と、知財金融に乗り出している金融界ともに役立つと期待されている。

2014年の創造企業知財金融連携の支援事業に関する詳しい内容は、韓国発明振興会のホームページ(www.kipa.org)で確認でき、韓国発明振興会の事業化支援チーム(電話02-3459-2944、2936)がお問い合わせを受け付けている。

2-10 韓国特許庁、2014年の業務推進計画を報告

韓国特許庁(2014.2.24)

□特許庁は、2月24日の午前10時、京畿道の産業技術大学において産業通商資源部、農林畜産食品部、中小企業庁などとともに、2014年度における業務推進計画を報告した。

○ 今回の報告は、昨年の1年間、特許庁の政策推進課題とその評価に基づき、2014年特許庁の政策推進の具体的なアクションプランと意志を盛り込んでいる。

□ 昨年には「知的財産基盤の創造経済の実現に向けた5ヵ年総合実現戦略」を確立し、政策の枠を設け、他部署との政策協力を強化するなど、基盤構築に力を入れた。

○ 2014年には、「知的財産を通じた国民の幸福と企業成長を牽引」という政策目標を掲げ、それを達成するため、

- ① 知的財産の創出・保護・活用体系の先進化
- ② 創造企業及び人材の育成
- ③ 政府3.0の充実した推進に向け知的財産情報の公開・拡大
- ④ 規制改善の緩和など

4分野の12課題を重点的に推進する。

□知的財産創出の支援を拡大

◆ アイデアの迅速かつ正確な権利化を支援

○ 市場の著しい変化に対応し、アイデアの迅速かつ正確な権利化と紛争解決支援のため、審査処理期間を持続的に短縮すると同時に、先進国水準の審査品質も維持する予

定である。

- 特許は 13.2 ヶ月(2013 年)から 11.7 ヶ月(2014 年)、商標は 7.7 ヶ月(2013 年)から 6.5 ヶ月(2014 年)、デザインは 7.3 ヶ月(2013 年)から 6.5 ヶ月(2014 年)に短縮し、審判分野も 8.5 ヶ月(2013 年)から 8 ヶ月(2014 年)に短縮する計画である。

- 海外における迅速な権利獲得を支援するため、特許審査ハイウェイ [1](#))を拡大する。

* PPH/PCT-PPH : (2013 年)14 カ国/4 カ国→(2014 年)20 カ国/16 カ国以上

○ 審査品質向上に向け、出願人との事前面談を実施する予備審査など、ポジティブ審査を推進し、

- 新製品と関連した特許・実用新案出願を一括審査するほか、今年 4 月からは、それを商標・デザインにまで拡大施行する予定である。

◆デザイン-R&D 戦略の導出及び製品基盤の IP-R&D 戦略支援を試行実施

○ 政府 R&D 特許技術動向調査を応用・開発研究段階における支援のほかに、特許創出が比較的が多い基礎研究 R&D 段階における支援に拡大し、

*基礎研究課題の特許技術動向調査の支援(課題) : (2013 年)159→(2014 年)200

- 「国家特許戦略の青写真」構築の対象分野も LED や再生エネルギー、部品産業など 5 つの分野を追加し、計 12 の産業分野に増やす計画である。

- 先行特許・デザインの分析と、市場の環境分析を通じてデザイン獲得戦略を提示するデザイン-R&D 戦略支援を試行的に推進する。

*産業部、文化部など政府 R&D 企画事業の対象に約 20 件を支援する予定

○ 民間 R&D 成果を高めるため、先端の素材・部品企業をはじめ、予備創業及び再創業企業に対する IP-R&D 戦略を拡大支援し、

* 民間の知財 R&D 戦略支援(課題) : (2013)158→(2014)174

- 製品でリンクされた企業群を対象に、IP-R&D 戦略の確立を一括支援する「製品基盤の IP-R&D 戦略支援」を試行的に推進する。

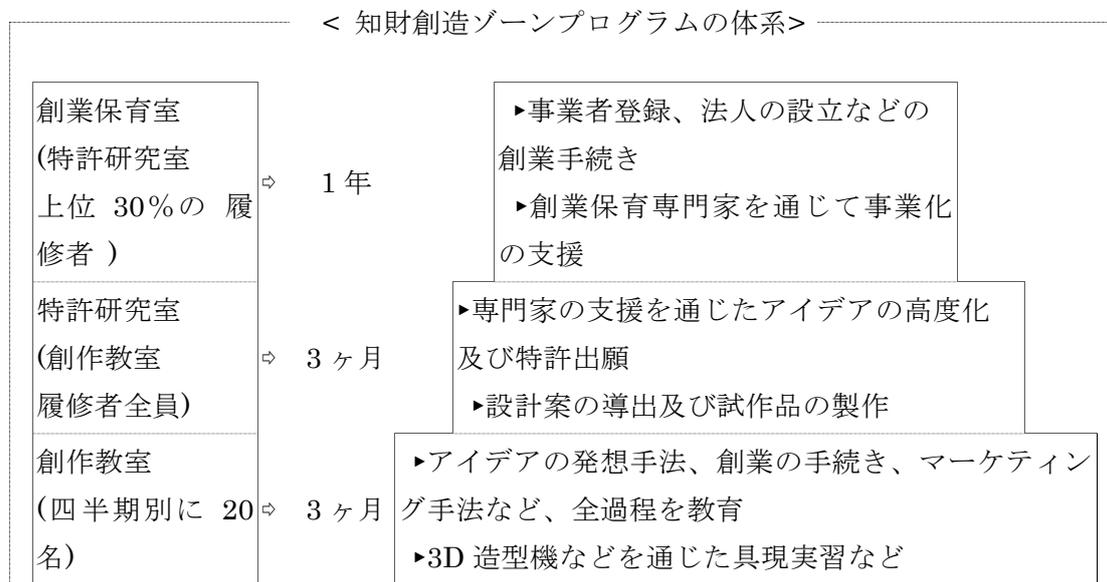
* 大手・中小企業がともに開発する製品開発を支援し、大手・中小企業間の相互成長を図る。

◆アイデア創出・活用の支援のため「知財創造ゾーン」を設置

○ 地域の人材と地域企業のアイデア創出・活用の活性化を支援するため、今年の上半期に地域知識センターにて「知財創造ゾーン」を設置する。

- 釜山、光州、大邱、江原を優先的に、特許庁と自治体がそれぞれ 5 : 5 のマッチングで設置し、今後、全国に拡大する予定である。

-知財創造ゾーンでは、創業サークル・予備創業者を対象に創作教室、特許研究室、創業保育室の段階別プログラムを設けて四半期別に運営し、



* (2014年)4か所、80人教育で24人が創業

- 地域の知的財産センターに常駐する 7~8 人のコンサルタントがアイデアの具体化及び権利化を密着支援する。

◆優秀なアイデアの創出・事業化の支援に向けた国民幸福技術具現を本格的に稼働

○生活の中のアイデアを知的財産権として創出し、創業・事業のアイテムとして発展させていくための国民幸福技術具現事業を今年から本格的に起動する。

* 2013年ソウル発明大会の受賞作10件に対し、試作品の製作及び特許出願の支援、商品化できる3件(無電源自動掃除機、キャリア移動手段、ヨーグルト発酵機)について、試作品の製作支援などモデル事業を実施

- 中央部署・自治体が運営しているアイデア公募展、コンテストなどの入賞作全てを対象に国民幸福技術具現事業を全国に拡大する予定である。

- 入賞作1000件のうち、評価を経て高度化が完了された40件は、中小企業庁の創業キャンプ*に入所できるよう支援し、最終的に選定された25件については、中小企業庁と協議して創業を支援する予定であり、

* 4週間の教育及び審査を通じて創業資金1件当たり4,000万ウォンと販路開拓を支援

- 創業キャンプから除外されるか、創業意思のない15件については、試作品製作支

援(産業部、BI 強化など)及び、技術移転を推進する。

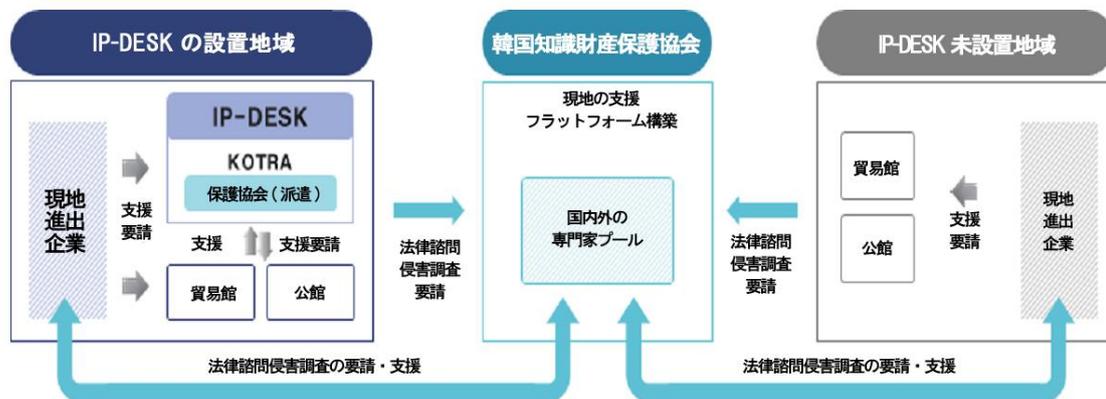
○ 入賞したアイデアは、情報 DB に登録し、検索サービスを提供して審査・審判に活用することで、アイデア管理・活用の好循環システムを構築する。

□ 知的財産保護の実効性を向上

< 海外知財権保護体制の構築及び訴訟保険の支援を拡大 >

○ 海外の知的財産侵害・紛争に効果的に対応するため、海外の知識財産センター (IP-DESK) の運営主体を一元化して機能を見直し、紛争が頻発する地域に IP-DESK を追加設置する計画である。

< 海外における知的財産保護の支援体制 >



* KOTRA と連携し、国内外の専門家プールを活用した法律諮問及び侵害調査を支援

○ 海外知識財産センター (IP-DESK) が設置されていない地域で発生する知財関連トラブルに対応するため、在外公館、貿易館との連携体制を構築し、

- 在外公館及び貿易館に知的財産担当者指定を段階的に拡大する予定である。

* 在外公館 : (2013 年)15 カ国 → (2014 年)20 カ国、貿易館 : 米国・日本・ドイツなどに拡大

○ 中小・中堅企業の知的財産紛争の予防・対応支援を強化するため、コンサルタント・訴訟保険支援基準を改善し、新規支援企業を拡大する。

* 紛争予防・対応コンサルティング/訴訟保険 : (2013 年)128/50 社 → (2014 年)234/110 社

< 模倣品の撲滅及び制度見直し >

○ 今年 1 月、国家知識財産委員会、未来部などで構成した「知財権保護政策協議会」を

通じて、部署を超えた保護協力体制を強化し、

- 特別司法警察隊を通じて模倣品の大量製造・販売・流通事犯に対し企画操作を集中し、オンラインにおける販売犯の取締りを強化する。

- 模倣品の重点的取締り対象地域でクリーンキャンペーンを展開するなど、模倣品の自発的な撲滅に向け、オンラインマーケット運営者、権利者などと民間協議会を構成して知的財産を尊重する文化を拡大する。

- o 知的財産の保護の実効性向上に向け、損害賠償の認定範囲の拡大、損害算定関連資料の提出の義務化など、損害賠償制度の見直しのため、特許法の改正を推進し、

- 営業秘密侵害者に対する刑事処罰規定の見直しなど、技術流出防止関連の制度改善不正競争防止法の改善案を設ける。

□知的財産の活用能力を強化

<知的財産金融支援の拡大>

- o 優秀な知的財産を有している中小企業の事業化資金の支援のため、知的財産の保証・貸出し・投資を連携した金融支援も拡大する計画である。

- * 知的財産補償・貸出し・投資を連携した金融支援(社/億ウォン)：(2013年)212/759→(2014年)300/1,000

- 産業銀行(2013.3)に続き、企業銀行・中小企業振興公団及び民間銀行にも知的財産担保貸出しを拡大し推進する予定である。

- o さらに、企業の成長段階(初期企業、売上げ発生企業、成長段階企業)に応じて、知的財産金融のオーダーメイド支援も推進する。

< 企業成長段階別の支援案 >

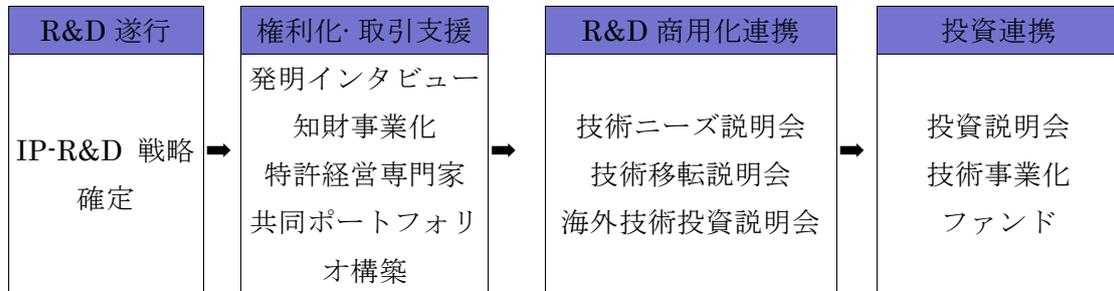
企業の成長段階	支援事業
創業予定、または初期企業	技術保証基金・信用保証基金の補償連携の特許技術評価を支援
売上げが発生している中小・中堅企業	知的財産の担保貸出し連携の特許技術評価支援
成長段階の中小企業	投資連携の特許技術評価を支援

- o 市中銀行が特許評価情報を安価な費用で迅速かつ便利に利用できるよう、知的財産評価取引センターと銀行間の連携システムを構築する計画である。

- *金融機関の企業信用評価システムと特許分析評価システム(SMART3)を連携

<大学・公的研究機関の統合支援体制を構築>

○ 大学・公的研究機関の知的財産活用の能力強化のため、R&D から投資連携までの全周期にわたる統合連携の支援体制を構築する。



<知的財産サービス産業の基盤構築>

- 知的財産サービス産業の成長基盤を構築するため、
 - 知的財産サービスの産業特殊分類の制定を通じて租税特例制限法上の税金減免業種に知的財産サービス産業を追加反映し、
 - 知的財産サービス企業の競争力強化及びサービス品質の向上のため、知的財産サービス産業の専門会社指定を推進する。

□ 創造企業育成及び人材育成

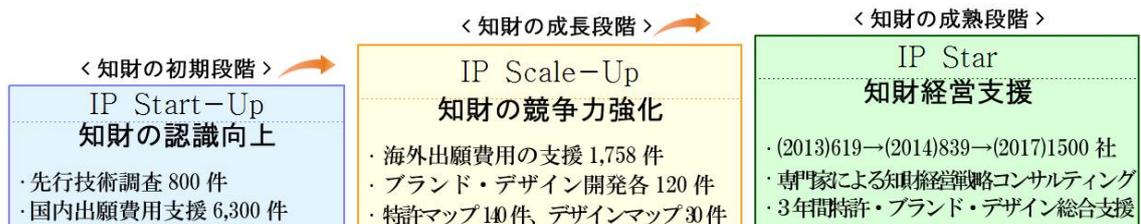
<知的財産創造企業の育成>

○ 知的財産経営に対する企業の認識を改善し、産業現場の全体に知的財産経営を根付かせるため、今年下半期に「知的財産経営認証制度」を導入する。

・認証企業には、支援機関との協議を通じて公共部門の販路開拓、政策資金、貸出し保証、移行保証、放送広告費の減免などの支援が推進される予定だ。

(放送広告振興公社(2014年1月)、SGI ソウル保証(2014年2月)と特許庁が了解覚書を締結)

○ また、知財の初期団体企業がスター企業として成長できるよう、知的財産能力の段階別に差等化して支援する。



<知的財産職務遂行能力の体系化>

○ 知的財産に強い人材を育成するため、雇用労働部と協議し、国家職務能力標準(NCS)を通じた、知的財産産業分野の職務定義を導き出し、それに基づいた充実した職業教育のため、標準教育体系を構築する。

*国家職務能力標準：産業現場の職務遂行に求められる能力を産業別・水準別に体系化したものであり、雇用労働部の主管による職務分析が予定

- これを通じて、小中高大学における教育と、企業需要に対応する体系的な教育プログラムを設ける予定である。

○ 大学の知的財産教育基盤の拡充及び教育の質的な充実化のため、段階別・分野別の大学(院)の知的財産標準教育モジュールを開発・普及し、知的財産教育の先導的の大学を9校に拡大*する。

* (2013年)インハ大学、カンウォン大学、チョンナム大学、タングック大学、ソウル大学、プキョン大学→(2014年)トングック大学、コンジュ大学、クムオ工科大学を追加

□ 知的財産情報の開放・共有の拡大

○ 企業の海外進出を支援し、審査・審判品質の向上のため、特許公報などの海外の知的財産データの入手国を拡大し、

* (従来)IP5、WIPO、ドイツなど20カ国→(拡大)スペイン、イスラエルなど25カ国(計45カ国)

- 知的財産情報検索サービス強化のために情報データを拡充する。

* 知的財産情報のDB搭載件数(累積)：(2013年)2億2696万件→(2014年)2億5000万件

○ 知的財産情報の民間分野サービス拡大のため、民間が検索できる文献情報対象を拡大し、

* (2013年)論文、アイデア、伝統知識→(2014年)標準技術文書5種を追加

- 知的財産情報の開放・共有を拡大するため、顧客に合わせたデータを構築する。

* 民間提供DBの種類：(2013年)特許公報など11種→(2014年)法的状態情報など3種を追加

□ 規制改善を緩和

○ 中小企業及び社会的弱者の知的財産権費用負担の緩和のため、

- 中小企業などの特許・実用新案・デザインの登録料を減免し、

- * 個人、中小・中堅企業の4～6年目の登録料30%を減免(3月1日施行)
- 青年・元老発明家の知的財産活動支援のため、出願料、審査請求料及び設定登録料の減免率を拡大する(70%→85%、3月1日試行)
 - 創業・営業を促進し、国民の商標選択機会の拡大のため、
 - 先登録商標と類似する商標であっても、先商標権者の同意があれば、商標登録が可能となる。
 - 国民が不便に感じていた「爪下の棘」を取り除くためには、
 - 特許料の未納により消滅された権利の回復申請時、特許料納付以外の不必要な書類提出規定を廃止し、
 - 特許登録後にも、後発の模倣品、国際標準などに対応し、追加で権利化できるよう分割出願できる機会を拡大する。
 - 非正常な慣行・制度の正常化を持続的に推進するため、
 - 審判請求後1ヶ月以内に請求を取下げする場合、すでに納付した審判請求料を返却する規定を新設し、
 - * 現在は出願後1ヶ月以内に出願を取下げする場合に出願料を返却
 - 国民の費用負担を緩和するため、商標審判請求時に審判請求料の合理的な算定規定を新設する。
 - * (従来)商標登録時に指定された全ての類→(改善)審判対象商品が属している類

1) Patent Prosecution Highway：一国で登録されている特許を他国特許庁が早期に審査する制度

2-1-1 産業部、医薬バイオの特許事業化を支援

デジタルタイムズ(2014.2.27)

特許技術を確保しても事業化に苦勞する医薬バイオ分野に対し支援が行われる。

産業通商資源部と韓国産業技術評価管理院(KEIT)は、「2014年度の産業革新技術の開発事業の新規支援」課題に医薬バイオ特許基盤事業を盛込ませ、大学や研究所、病院、ベンチャー企業などが保有している特許を中小・中堅企業とリンクし事業化できるように支援すると26日に発表した。

バイオ分野の特許を有する機関が中小・中堅企業とコンソーシアムを構成し支援すれば、課題1件当たり4年間30億ウォン規模の政府資金を投じて事業化を支援する。

バイオ分野の特許出願は、量的な増加にもかかわらず、特許の移転率がほかの分野より低くなっていた。特許庁の資料によると、2007～2011年のバイオ分野の政府R&D特許成果は18.6%と、IT(情報技術)分野に続いたが、特許の移転率は5%にとどまり、CT(文化技術)、IT、ET(環境技術)などに比べ低い水準となっている。

韓国産業技術評価管理院のチェ・スジンバイオPDは、「バイオ産業分野は、技術特

許の増加にもかかわらず、長期間の投資などによるハイリスク投資として認識され、事業化が難しくなっていた。今回も試行事業を通じて、お蔵入りにされていたバイオ分野の優秀な特許の事業化の研究開発支援だけでなく、需要者である企業とリンクする環境構築もともに推進する計画」だと説明した。

KEIT は、ホームページ(www.keit.re.kr)に計画を公告し申請を受付、5月に最終事業者を選定する方針だ。

<ナム・ドヨン記者>

2-12 ロシアと知財権協力に関する了解覚書を締結

韓国特許庁(2014.2.28)

韓国特許庁は、2014年2月27日、ロシア特許庁と長官会合を開き、知財権分野の包括的な協力に関する了解覚書を締結する予定だ。今回の了解覚書は、ロシアの改革・開放への移行後、90年に動き出して大きな進展のなかった両国間の知財分野の総合協力を新たに拡大・発展し、昨年11月に開催された両国の首脳会談で議論された両国間の先端技術分野における総合協力のフォローアップの基盤を設けるという意味を持つ。

共同先行技術調査などの従来協力分野だけでなく、両国が大きな関心を寄せている PPH(特許審査ハイウェイ)、特許情報の交換、伝統知識の DB 提供及び知財権の教育分野における総合連携の強化などが盛り込まれている。

具体的には、PCT-PPH 協力で両国間の産業財産権出願増加が期待され、産業財産権データの交換を通じて両国の審査効率を高めることで、ロシアの特許情報を利用しようとする出願人のニーズに応えられる。また、伝統知識 DB の提供を通じてロシア特許庁の審査官が約 31 万件ある韓国の伝統知識 DB を積極的に活用できるようになると、韓国の伝統知識の国際的な保護基盤の拡大につながる。

とくに、ロシア知財大学の総長もこの場に参加し、両国間の知財権人材育成分野で緊密に協力していく。両国は、知財権専門家の相互派遣、知財権教育プログラムの交換など、知財権専門家の育成に向け共同で取り組んでいく。特許係争が激しくなっているなか、ロシアの知財権大学との協力は、グローバル知財権専門家の育成において良いきっかけになるだろう。

そのほかにも、両国間の貿易の増加にともない、対ロシア特許出願が増加するとみられ、進出企業のロシア知財権制度の認識向上のためのセミナーを開催する案、ロシアの基礎技術と韓国の商用化技術の融合を支援できる知財権基盤を構築するための共同研究案なども議論される予定だ。

ロシアは、早くから知財権専門大学を設立(1968年)したほか、2012年WTO加入後には、知財権専門裁判所を設立(2013年2月)し、特許出願も増加するなど、知財権への関心と支援を増やしている。知財権分野では先進国だといえる韓国との協力のため、ロシア特許長官、知財権大学の総長などが大勢韓国を訪問したのも、ロシアの最近の知財

権投資環境とも関係はあると考えられる。こうしたロシアとの了解覚書の締結は、両国間の友情と信頼を高め、知財権協力の幅を広げるきっかけになるだろう。

キム・ヨンミン長官は、「ロシアは世界 7 位の出願国であり、とくに基礎科学・基盤技術分野で強みを持っている。ロシアとの知財権分野における協力は、知的財産基盤の創造経済の実現戦略をかかげている韓国にもいいチャンスだ」と述べ、了解覚書の締結の意味にふれ、「今回の協力が最近ロシアで巻き起こっている韓流に、知財行政の韓流を足す足し算の協力になるよう、フォローアップに万全を期していく考えだ」とコメントした。

2-13 知財権が強みの中小企業育成を推進

韓国特許庁(2014.2.28)

韓国特許庁は、韓国の中小・中堅企業が創造経済のけん引役として強い知財権を確保してグローバル市場で活躍できるよう、知財権中心の技術獲得戦略(いわゆる「知財-R&D 戦略」)の確立を積極的に支援する。

2013 年に 112 億ウォンを投じて 158 の課題を支援したこの政策は、2014 年には支援規模を拡大し、120 億ウォンを投じて計 174 件の課題(中小企業 132、中堅企業 42)を支援する。

現在、上半期の参加企業を対象とした選定手続きが行われていて、下半期にも事業公告(5 月頃)を通じて参加企業を選定し、課題別の特許専門委員会を中心に知財のポートフォリオ構築に向けた戦略選定を 5 ヶ月間推進する。

本事業は、企業の研究開発過程で問題になりそうな特許を検討し、対応戦略の確立、強い特許の創出、効率性の高い R&D 方向の提示などを通じて、企業が安定して研究開発に集中できるよう、知財権中心の総合戦略を支援する事業だ。

支援の類型としては、戦略の確立、戦略の選択、戦略の特化、再挑戦、知財融合複合の課題があり、支援期間・支援費用・支援内容など、多様化したプログラムに細分化されていて、企業のニーズに合わせた知財-R&D 戦略の推進が可能だ。

特に、今年からは、一時的な実施に終わらせないため、企業からの要請があれば、課題の終了後にも現場を訪問し、特許出願及び戦略移行関連の問題を分析して略式の代案を提示するフォローアッププログラムを導入する。

また、中小企業の中でも特に財務状況が厳しい小企業の新規参加の機会を拡大するため、負担費用を緩和*することとした。

*課題単価の民間負担金を従来の 30%から 20%に緩和(中企業は 30%、中堅企業は 50%を維持)

2013 年に支援した企業の事業成果を分析した結果、計 5,035 億ウォンの経済的な成果(技術料の収入、予算削減、売上高の増加など)及び、約 360 人の雇用創出の効果発生な

どが期待され、投入比べ、大きな効果を挙げているといえる。

韓国特許庁産業財産政策課のキム・ヨンソン課長は、「中小企業が国内外市場で競争力を確保するためには、有望技術分野のコア特許の先取りが何よりも重要だ。各部署の中小企業育成施策(例：中小企業庁の World Class 300)と連携し、事業の効果を最大化するために取組んでいく構えだ」とコメントした。

本事業の詳しい内容は、特許庁のホームページ(www.kipo.go.kr)や、韓国知識戦略院(www.kipris.re.kr)で確認できる。

2-1-4 創造経済の実現に向け中小企業庁と特許庁が協力

韓国特許庁(2014. 2. 28)

公的研究機関(大学や政府系研究機関)の優秀な特許技術を中小企業への移転及び事業化と連携できる交流の場が昨年に続き今年も設けられる。

中小企業庁と特許庁は、公的研究機関が有している有望な特許技術を中小企業に移転し、効果的な利用を図る「2014 特許技術移転ロードショー」を開催する。

*日付・場所：2014. 3.21(金)の 13：30～、釜慶大学(釜山所在)

今回のイベントは、昨年第1回目の追加需要に応じ、イベントを定例化して中小企業の事業家の活路を開拓するために設けられ、

*1回目のロードショー(2013. 11.26、ソウル)：約 380 件の特許技術、27 社の企業がマッチング

首都圏に比べて公共特許技術の情報が乏しく、技術移転に苦勞している地域の中小企業に機会を提供するため、東南圏での開催を決めた。

特許庁は、IT(情報通信)・BT(生命工学)・NT(ナノ)・ET(環境)などの分野別に、公共研究機関が有している特許技術の中から選別された優秀な特許技術を選定した。

*最近3年以内の特許技術の中から移転可能な有望技術を選別(約 650 件)

中小企業庁は、選定された特許技術を2月24日からオンラインで広報し、技術移転移行書の申請・受付を通じて技術移転を希望する中小企業を選定する。

*特許技術の広報は、中小企業技術開発総合管理システム(www.smtech.go.kr)で紹介しており、技術移転移行書の受付(中小企業→技術情報振興院)

イベントの当日には、移転の希望技術の供給者(教授、研究員)と技術需要者(中小企業)が集まり、技術移転及び R&D 支援の説明会と商談会を開く。

今回のロードショーを通じて移転を受けた特許技術を中小企業庁が支援する「移転技術開発事業」に参加し、事業化に向けた追加の R&D 支援を受けられるよう連携している。

*移転技術開発事業(課題開発費の最大 60%、2 年間 6 億ウォンまで支援)

今後、中小企業庁と韓国特許庁は、このロードショーを通じて公的研究機関の優秀な特許技術が中小企業に移転され、事業化の成功につながるよう、引き続き協力していく構えだという。

韓国特許庁は、公的研究機関の技術事業家の協力ネットワーク「R&D・知財協議会」及び特許庁のファンド・オブ・ファンズを運用する 25 の投資家の集まり「知識財産投資協議会」を通じて技術移転企業の支援を続けていく計画だ。

ロードショーへの参加を希望する中小企業は、ホームページなどのオンラインシステムで 3 月 12 日まで受付している。

2-15 知財スター企業・知財経営認証企業に保証支援

韓国特許庁(2014. 2. 28)

韓国特許庁と SGI ソウル保証は、2 月 28 日、SGI ソウル保証社屋において「知財スター企業」及び「知的財産経営認証企業」の保証支援に関する了解覚書(MOU)を締結した。

<主な内容>

主な協力内容は、「知財スター企業」及び「知的財産経営認証企業」に対する履行保証優遇支援、信用管理の総合サービス無償提供、特許庁・SGI ソウル保証間の連携を通じた特許保証商品の共同開発などとなっている。

*「知財スター企業の育成事業」は、知的財産に基づいた有望な中小企業を選定し、特許・ブランド・デザインなど知財の総合支援を通じて知財競争力をそなえた韓国型ヒードンチャンピオンとして育成する事業で、2010 年度から施行中だ。

*「知識財産経営認証制度」は、標準化された知的財産経営のモデルを普及することで、知的財産経営を普遍的な企業経営の方式への拡大を図るため、特許庁が 2014 年 6 月から導入する制度だ。

① 履行保証優遇支援

優遇支援の具体的な内容は次のとおりだ。第一に知財スター企業と知的財産経営認証企業に対する履行保証の保証限度額を増額し、企業の信用ランクに応じて最大 10 億ウォン～30 億ウォンまで保証限度の増額支援が行われる。

履行保証は、納品契約を履行しなかったとき、取引の相手に保険金を支払う。信用力の弱い企業に納品契約の履行を保証する債権担保的な機能をし、貸出保証とともに、拡大しつつある商取引保管手段として通用されている。

知的財産に強みを持つ中小企業であっても、対外信用度が低い場合は、新製品を発売

し新市場へ参入することに苦勞するのが現実だ。そのため、履行保証優遇支援は、スター企業と認証企業が内需市場の販路開拓に相当なモメンタムの強化になると見込まれる。

②信用管理サービスの無償提供

SGI ソウル保証と協約し、スター企業と認証企業に無償で提供される「信用管理総合サービス」は、取引会社の信用情報のリアルタイム提供、経営コンサルタント提供、信用ランキング算出及び提供などを含める。

「取引会社の信用情報のリアルタイム提供」は、取引会社の信用悪化・破綻などの信用状態をリアルタイムで提供することで、債権回収などの迅速な対応を可能としたサービスだ。また、「経営コンサルタント」は、財務専門家による資金調達案・キャッシュフローの管理、負債管理、投資方法の提示など効果的な財務ソリューションを提供するサービスだ。「信用ランキングの提供」は、公開競争入札に参加するときに求められる信用ランキングを算出・提供するサービスだ。

今回の協約後に提供される「信用管理総合サービス」は、専門人材が不十分な中小企業に財務専門家のリアルタイム支援を提供して企業負債リスクを回避し、健全な財務構造を維持することに大きく役立つと期待される。

③特許(関連)保証商品の共同開発

「特許保証商品」とは、輸出・納品された製品により特許係争が発生したとき、取引先に損害賠償額・和解金の支払いを担保することで、企業の取引を活性化する機能を果たす。

今回の協約により、韓国特許庁は、SGI ソウル保証と特許関連の保証商品開発に向けた相互協力体制を構築し、今後、中小企業が特許保証を活用して海外進出を拡大できるよう、先行技術調査支援事業などを通じて海外の知財権侵害情報を提供する方針だ。

<意義及び今後の計画>

キム・ヨンミン長官は、「今回のSGI ソウル保証の支援は、知財スター企業と知的財産経営認証企業が内需及び海外市場における販路の開拓に大きく貢献するだろう」とコメントした。

韓国特許庁は、ほかの支援機関とも連携を強化して「知財スター企業」及び「知的財産経営の認証企業」への支援施策を順次拡大する計画で、中小企業が知的財産に基づいて成長できるよう関連インフラ構築に力を入れる方針だと述べた。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 サムスン電子、ダイソンに損害賠償訴訟を提起

電子新聞(2014.2.16)

サムスン電子が昨年、イギリスのダイソンが提起しては取下げた特許訴訟と関連し、100億ウォンの損害賠償訴訟を提起した。16日の業界によると、サムスン電子は、ダイソンが営業を妨害し、名誉と信用を傷つけたとして、100億ウォンを請求する内容の訴状を14日、ソウル中央地裁に提出した。世界1位のIT企業としてのステータスと、約63兆ウォンに達するブランド価値を踏まえて被害額を算定したと説明した。被害額の一部である100億ウォンを優先請求するものであり、今後、訴訟規模はさらに拡大する見通しだ。



<サムスン電子の「モーションスィンク」>

昨年6月と7月、サムスン電子が国内外に「モーションスィンク」を発売すると、2ヵ月後にサムスン電子が特許を侵害したとしてダイソンがイギリス高等裁判所に訴訟を提起した。ダイソンが問題とした特許は、シリンダー掃除機の輪を回す特許で、掃除機本体と車輪が別々に動き、スムーズな移動を可能とする技術だ。ダイソンは、訴訟を提起した2ヵ月後の昨年11月、自ら訴訟を取下げ、その16日後にイギリス高等裁判所はダイソンが提起した訴訟の特許が無効だと判定した。サムスン電子は、「ダイソンの訴訟により名誉が大きく毀損された」として、「類似する行為の再発を防ぐためにも訴訟を提起した」と説明した。

<キム・ジュンベ記者>

3-2 ポスコ、日韓の電気鋼板特許係争で勝利

デジタルタイムズ(2014. 2. 18)

韓国特許庁は、新日鉄住金の方向性電気鋼板関連の特許について無効決定を下し、ポスコが新日鉄住金と行っている特許係争で勝ちを取った。

ポスコによると、17日、韓国特許庁は、新日鉄住金の特許4件に関する無効審判の結果、「4件の特許の38請求項全てがすでに知られている公知技術と同一、または類似であるため無効である」という決定を下した。

方向性電気鋼板とは、変圧器などに用いられる高性能の鋼板で、電気自動車やハイブリッド車、再生エネルギーの素材などに利用され、未来の鉄鋼素材の一つとして注目されている。

今回に無効とされた特許4件は、方向性電気鋼板の素材になる鋼板を加熱する速度、鋼板の熱処理温度、鋼板内の酸素量及び鋼板から調査されるレジャーの出力に関するものだ。

2012年4月、ポスコの方向性電気鋼板の販売が増えると、米国でポスコが自社の特許を侵害したとして新日鉄住金が訴訟を提起して始まった係争だ。

これを受けポスコは、米国と韓国に該当特許4件を侵害していないうえ、特許そのものが無効であることを主張してきた。

これに対し、新日鉄住金は、米国特許庁の無効決定を回避するため、従来の4件に31請求項となっていた特許を115件に細分化して対応したが、米国特許庁は、115の請求項のうち、109項について「すでに知られている公知技術と同一、又は類似であるため、無効自由がある」という趣旨の中間決定を下した。

韓国特許庁が米国特許庁と同様の趣旨の無効決定を先に下したことで、「ポスコが自社のコア技術を利用して特許を侵害した」という新日鉄の主張には一旦歯止めがかかった。

<チョン・ユジン記者>

3-3 LG電子、パテントトロールとの係争で勝訴

デジタルタイムズ(2014. 2. 21)

LG電子が米国でいわゆる「パテントトロール」との特許係争で勝ちを取った。

21日、LG電子によると、米国の国際貿易委員会(ITC)は、19日、TPLがLG電子を相手に提起した特許侵害審判においてLG電子に軍配を上げた。

TPLは、特許を保有しながら製品は生産せず、主に特許訴訟による和解金や損害賠償額で利益を得る「パテントトロール」とされる。TPLは、自社が保有しているスマートフォンアプリケーションプロセッサ(AP)特許を侵害したとして2012年7月、ITCとカリフォルニア北部連邦地方裁判所にLG電子を提訴した。

LG電子は、昨年開かれた関連審判でその主張に反駁し、ITC行政裁判官も、昨年9月にLG電子の嫌疑無しという予備判定を下した。これに続き、ITC全体委員会も行政裁判官の予備判定をそのまま維持し、嫌疑なしを最終的に結論付けた。

LG 電子特許センターのキム・ジュソブ常務は、「LG 電子は、TPL の特許がわれわれの製品に適用されていないと常に強調してきた。ITC の最終判決によって、LG 電子の正当性を立証してくれたことに感謝する」と述べた。

<パク・ソヨン記者>

3-4 SK イノベーション、LG 化学に勝訴

デジタルタイムズ(2014. 2. 21)

SK イノベーションが LG 化学との中大型リチウムイオン 2 次電池セパレート訴訟で再び勝ちをとった。

ソウル地方裁判所は、21 日、LG 化学の特許が権利として請求するセパレートに塗布された活性層の気孔構造は、SK イノベーションの無機物コーティングセパレート技術とは異なるものであるため、SK イノベーションは、LG 化学の特許を侵害していないと言渡し、SK イノベーションに軍配を上げた。

LG 化学は、2011 年、SK イノベーションを相手に自社の保有したセパレートに塗布された活性層の気孔構造特許を侵害したとして訴訟を提起したが、裁判所は「侵害していない」と判断したのだ。

これにより、SK イノベーションは、昨年、LG 化学を相手に提起した特許無効審判訴訟の原審(特許審判院)と控訴審(特許法院)に相次いで訴訟し、今回の特許侵害訴訟でも勝訴した。

SK は、これと関連し「LG 化学は、特許無効審判訴訟の原審と控訴審に敗訴した後、特許内容を訂正したにもかかわらず、裁判所が SK イノベーションの特許権をそのまま認めたもの」とコメントした。

LG 化学は、SK イノベーションが提起した特許無効審判訴訟の原審と控訴審に敗訴した後、昨年 9 月、特許審判院の審決を受け、特許内容を具体化する方向で特許明細書などを変更した。大法院が訂正特許で再び審理するという趣旨で破棄差し戻したことがある。

会社の関係者は、「今回の判決をきっかけに、国内のバッテリーメーカー間の不毛な特許紛争が終わることを期待する。国内企業同士が足を引っ張り合うような訴訟を繰り返すよりは、グローバル市場のシェア獲得のために良きライバルとして競争を繰り広げるほうが国益にも役立つだろう」と述べた。

一方、今回の判決について LG 化学は、「直ちに控訴する」としている。

<パク・ジョンイル記者>

3-5 サムスンとアップル、合意にこぎつけず

電子新聞(2014. 2. 23)

サムスン電子とアップルが裁判所の命令に従い、特許係争を合意するために最高経営者レベルで交渉を行ったが、合意にまでこぎつけることは出来なかった。

22 日のブルームバーグ通信などの外国メディアによると、サムスン電子とアップルは、最近、米カリフォルニア北部地方裁判所に特許合意に失敗したという内容の文書を提出した。

サムスン電子のシン・ジョンギョン社長とアップルのティム・クック最高経営責任者は、今月初め、米国で会合し、一日中に渡り交渉に乗り出したが、合意には失敗した。両社は、その後も数回の議論を行い、仲裁者を通じた電話交渉も行ったが、意見の差は縮めなかった。両社は、仲裁者を通じた議論は継続する計画だ。

今回の CEO レベルの合意の試みは、判決を担当するルシー・コー裁判官の命令に従って行われた。両社が合意に失敗したことを受け、裁判所は近いうちに第 1 回目の訴訟の判決を下す予定だ。

両社は、また、今回の裁判とは別に、来月 31 日に新しい機種を対象とした第 2 回目の訴訟に入る。新しい訴訟は、サムスン電子のギャラクシー S3 とアップルの 아이폰 5 などが対象となる。しかし、訴訟の結果が出る時点には、この製品もすでに旧型になると予想され、1 回目の訴訟と同様に市場に与える影響は大きくないとみられる。

<クオン・コンホ記者>

3-6 サムスン電子が提起しアップルに関する公正取引委員会の決定

公正取引委員会(2014. 2. 25)

サムスン電子がアップルを相手に提起した標準特許侵害差止め請求は公取法に違反しないと判断

□ 公正取引委員会は、サムスン電子(株)がアップルを相手に、第 3 世代移動通信技術関連の標準特許の侵害差止め請求訴訟を提起した行為は、公正取引法上の市場支配的地位の乱用行為及び不公正取引行為に該当しないと判断し、無効の決定を下した。

1. サムスン電子の行為事実及びアップルの申出内容

イ. 行為事実

□ 両者間の特許係争を解決するための交渉を進めていたところ、アップルが 2011 年 4 月 15 日、米国でサムスン電子を相手にデザイン権及び標準特許の侵害差止め及び損害賠償を求める訴訟を提起すると、

○ サムスン電子は、2011 年 4 月 21 日、ソウル中央地方法院にアップルを相手に第 3 世代移動通信技術関連の 4 件の標準特許及び 1 件の非標準特許の侵害差止め及び損害賠償を求める訴えを提起した。

*標準特許侵害を理由にサムスン電子が販売差止めを請求した機種は、 iPhone 3GS, iPhone 4, iPad1(Wifi+3G), iPad2(Wifi+3G)

ロ. 主な申出の内容

□ 米国のアップル本社(Apple Inc.)とアップルコリア(有)は、サムスン電子が標準特許に基づき差止め請求を提起したことにより、市場支配的な事業者が特許侵害訴訟を不当に利用し、事業活動を妨害したと公取委に申出(2012.4.3)

○ また、こうした行為は、必須要素技術に対するアクセスの拒絶にも該当し、サムスン電子は、技術の標準化過程において特許情報の公開義務を違反したため、事業活動の妨害などに該当すると主張

2. 違法であるか否かの判断

* サムスン電子は、4 件の標準特許の個別技術市場において独占力を有しており、国内の移動通信機器の市場でその支配力を行使する市場支配的な事業者該当

イ.特許侵害訴訟の不当な利用(事業活動の妨害行為)に該当するか否か

⇒ 潜在的な実施者であるアップルと、標準特許権者であるサムスン電子が誠実に交渉に臨んだか否かに対する判断が重要

□ 交渉経過及び交渉に対するアップルの立場などを総合的に踏まえ、アップルは、誠実に交渉に臨んだとは見なしがたい。

○ 交渉を進めていたところ、先に特許侵害を訴訟することで、交渉の雰囲気の特許係争局面に誘導した。

○ 状況がアップルに有利に進むと*、サムスンの特許価値を従前に認めていた水準より低評価した実施条件を提案するなど、実施料率の格差を縮んだり、解消したりするために誠実に交渉に臨んだとは見なしがたい。

* EU 競争当局がサムスン電子に対する審査報告書を発布(2012.12.21)したほか、米国貿易委員会(ITC)決定に対し米国行政部が拒否権を行使(2013.8.9)した。

○ 訴訟の終結時まで、サムスン電子に如何なる実施料も支払う意思がないということで、逆特許抑留*の典型的な姿さえ示した。

*逆特許抑留：標準特許権者の差止め請求が認められない場合、潜在的な実施者が誠実にライセンス交渉をしないか、実施料の支払いを遅延・回避すること

□ サムスン電子が FRAND 宣言をした標準特許権者として特許ライセンス交渉を誠実に移行したか否かが問題になるが、次を総合的に考えたところ、サムスン電子が交渉を誠実に履行しなかったとは見なしがたい。

○ 差止め請求訴訟の提起を前後に、様々な条件をアップルに提案したほか、アップルが提示した実施料率との格差を解消するための実質的な交渉*を進めた。

* 具体的な実施条件は非公開

○ 実施料率は、様々な要因により決定されるだけに、提案した実施料率*が FRAND 条約に違反する過度なものであるとは見なせない。

* ライセンス対象特許の具体的な内容、技術的な価値、ライセンス範囲および期間、相互実施許諾の如何、関連商品の売上高など

□ 標準特許権者の侵害差止め請求が事業活動の妨害に該当するというためには、特許侵害訴訟を不当に利用することにより、ほかの事業者の生産、販売などの活動を困難とする事情がなければならぬが、

○ 本件において、今後、法院判決を通じてアップルの製品が特許侵害を理由に販売が中断されるとしても、これは、特許権者の正当な権利行使の結果と見なせるため、不当な事業活動の妨害とは見なせない。

ロ. 必須要素技術に対するアクセス拒絶に該当するか否か

□ 標準特許は、必須要素技術の要件が多少欠如するため、サムスン電子の差止め請求は、必須要素技術の使用、またはアクセス拒絶に該当するとは見なしがたい。

○ 必須要素技術に該当されるための要件(必須性、独占的な統制性、代替不可能性)のうち一つである「独占的な統制性」が充足できない。

- 標準特許権者は、潜在的な実施者に FRAND 条件に基づき実施許諾する義務が発生し、当該標準特許権の独占的所有、若しくは統制に一定の制限をする。

- 第 3 世代移動通信(UMTS/WCDMA)技術と関連し、50 社以上の会社が 15,000 件以上の標準特許を保有(Fairfield Resources International、2009 年報告書)しているため、必須特許が 1 つだけ存在する通常の場合と区分される。

ハ. 適時公開義務の違反による事業活動妨害行為に該当するか否か

□ サムスン電子は、標準化過程で特許情報の公開を故意に遅延することで、適時公開義務*に違反したとは見なせない。

* 特許権者が標準採択の過程で特許権を隠匿(Patent Ambush)し、後で特許抑留する恐れを回避するためである

○ サムスン電子の特許標準の公開平均期間は 1 年 7 ヶ月で、ほかの企業*に比べ相当の期間に公開しなかったと見なしがたく、標準化課程でほかの事業者を排除させる目的で特許を隠蔽したと見なす証拠がない。

* Nokia 1 年 5 ヶ月、Motorola 3 年 8 ヶ月など

3. 今回の事件の意義及び今後の計画

□ 今回の決定は、標準特許権者の侵害差止め請求行為が知的財産権の乱用行為として公正取引法に違反するか否かを判断した初めての事例である。

○ 審決例が存在しない新しい類型の事件として、違法の如何を判断するにおいて国内外の判例及び海外競争当局の議論の動向、FRAND 法理、両社の誠実な交渉の可否など、多角的な検討を経て判断を下した。

□ 今後、増加が見込まれる標準特許権者の不公正取引行為に対し、グローバルスタンダードに見合う方向で法執行を強化していく計画である。

○ 標準特許権者が差止め請求できる場合及び差止め請求の提起前に踏むべき手続きなどを具体的に設けることにより、法執行の一貫性と予測可能性を向上し、企業の乱用行為を事前に予防する。

○ さらに、標準特許権者が競合事業者を市場に排除するか、事業活動を妨害する目的で直接、または特許管理会社(NPE)を通じた間接的な知財権乱用行為にも積極的に対応する計画である。

○ 対策を策定するとき、海外動向の分析、関連業界の意見聴取、知財権専門化の諮問、特許庁などの関係部署の協議を通じて、様々な意見を聴取する計画である。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 商標警察、アウトドア衣類の模倣品と戦争中

韓国特許庁(2014. 2. 28)

高価な名品ブランドの模倣品に匹敵するほどアウトドア衣類のブームが起きている韓国では、その人気とともに自国の人気アウトドアブランドの模倣品が後を絶たない。

韓国特許庁商標権特別司法警察は、光州地域においてアウトドア模倣品を大量保存していた販売業者 1 名を逮捕したほか、釜山地域で約 10 年間常習的にアウトドア衣類の模倣品を販売してきた 60 代の夫婦、全州とテグでも同じ模倣品を製造・販売してきた業者 2 名を逮捕したと 28 日に発表した。

とくに、釜山で逮捕された 60 代の夫婦は、商標法違反の前科 9 犯で、捜査機関に取締りを受けるたびに高い軽量を避けるため、夫婦が交代で犯罪行為の責任を負うなど、常習的かつ緻密な方法で商標法に違反してきた。今回は、妻のキム氏(67 歳)を拘束し、持病により挙動が不自由な夫のイ氏は不拘束起訴した。テグで検挙されたパク氏(28 歳)は、主に韓国ブランド B 社、K 社のアウトドア衣類を販売していた。店舗の近くに秘密の製造工場を設けて大量を製造・流通した疑いで現場逮捕されたと特許庁は発表した。

また、韓国特許庁商標権特別司法警察は、光州で人気アウトドア B 社の製品など、約 2,424 店(正品価格約 3 億ウォン)、釜山で 1008 点(正品価格約 2 億ウォン)、全州で 653 点(正品価格約 1 億ウォン)、テグで 11053 点(正品価格約 23 億ウォン)など、韓国のブラ

ンドが含まれた模倣品計 15138 点(正品価格約 29 億ウォン)を押収したという。

特司警は、光州地域で取り締まりした販売犯を調査した結果、タグなどで活動している模倣品卸業者から連絡を受けて宅配で物品を配送してもらっていたが、SNS など水面下で動くなど、身分を徹底して隠し模倣品を供給していることが明らかになり、彼らの追跡に難航しているという。

一方、特司警関係者は、「昨年取締りを受けたアウトドア衣類は計 4 万 7 千点程度だった。これまでは、主にアディダスやナイキなど有名製品が中心だったが、韓国ブランドの模倣品も急増している」と説明し、「企画捜査などを強化して模倣品取締りに力を入れていく計画だ」と述べた。

その他一般

5-1 技術・知財評価システム持つ金融会社に「損失免責」

電子新聞(2014. 2. 16)

技術・知的財産専門組織を構築するか、社内に評価システムを設けた銀行に対し、損失免責などのインセンティブを与える案が推進される。与信の限度枠を増やし、貸倒費用を軽減するほか、債権の回収時にも免責インセンティブを与える知財金融活性化の細部案が確定された。創造金融の裾野を広げるため、技術・知財の能力を強化し、技術主導企業により多くの金融支援のインセンティブを与えるのが目的だ。

16 日の関係機関と業界によると、金融委員会と国家知識財産委員会は、最近、「技術・知財価値評価の活性化」のための会議を開き、細部の支援案を確定したという。

本誌が入手した知財活性化インセンティブ案によると、知財金融の能力を持つ市中銀行に対し、△技術評価を根拠に与信提供時に、損失に特別な事由がない限り免責・軽減、△知財金融の限度の見直し、△産業部・未来部・特許庁など部署別の知財価値評価システムを利用した市中銀行の評価標準モデル構築を奨励、△市中銀行に対する技術評価専門人材の支援などを盛り込んでいる。公共財という性格と、需要者のニーズに合わせた技術情報を生産し、技術情報の需要者が共同で所有する技術情報 DB を構築して民間の技術信用評価機関(TCB)を活性化させるのが核心だ。

技術信用評価会社(TCB)も、企業単位の技術評価から脱し、個別技術に基づいた価値評価体系を強化する。創業・ベンチャー企業、一人創造企業と国家研究開発(R&D)成果を活用する事業化は、企業というよりは、技術 1 件当たりの価値評価に伴う金融支援が求められるためだ。

これまでの知財金融支援は、銀行別に外部評価機関に技術審査を依頼するか、社内の評価システムがなく、知財に基づいた貸出しは事実上実行できずにいた。産業銀行や企業銀行などの国策銀行中心に金融支援の傾きが顕著だった。

金融委員会の関係者は、「公共機関と国策銀行を中心に、知財・技術価値評価の体系を設けて知財金融を準備したが、民間金融機関の参加が消極的だった」と説明し、「知財価値評価システムを設け、能力のある銀行にインセンティブを強化する案を推進している」と述べた。さらに、「銀行も技術・知財に関心は多いが、内部的に制度化されておらず、政府機関に対する金融支援が積極的に行われずにいた。政府インセンティブ案は、金融機関自らが評価システムの内在化し、長期的な観点から企業の支援対策を設けるべきだというのが核心だ」と述べた。

<キル・チェシク記者>

5-2 職務発明補償制度を導入した企業は R&D 成果を収め

韓国特許庁(2014.2.20)

企業があらかじめ従業員の職務発明に対する権利承継と補償の規定を定め、それを運営したら、本当に企業の技術競争力が向上するのだろうか。職務発明に対する補償金の支払いで会社の費用負担ばかりが増加したり、従業員の期待が無駄に高まったりするのではないか。

韓国特許庁は、自国企業を対象に、知的財産活動に関する実態調査を行った結果、職務発明補償制度を導入・運営することが企業の R&D 成果にプラスになっていると発表した。

今回の調査は、「2013 年知的財産活動に関する実態調査*」の一環として行われたもので、職務発明補償制度が企業の R&D 活動や新技術の開発、優秀商品の開発などを通じて企業の技術競争力強化にどのように貢献しているかの実績を実証的に検証した。

*知識財産活動の実態調査：韓国知識財産研究院が毎年、国内企業などの知的財産の活動現状を総合的に調査

この調査によると、職務発明補償制度を導入し活用している企業の場合、保有している職務発明を活用して政府や民間 R&D を行った割合が 29.4%で、未導入企業の 17.7%より高く、NET(New Excellent Technology)や NEP(New Excellent Product)、世界一流商品など各種の認証獲得の割合も 16.8%で、未導入企業の 12.0%より高いと調査された。

出願件数及び登録件数、国別の審判請求件数など、知的財産関連の基礎統計の活用においても、職務発明補償制度の導入企業 89.0%が基礎統計を活用していると応答し、未導入企業の 61.0%より知的財産関連の資料を積極的に検索、利用していることを示した。

また、特許出願の規模と職務発明補償制度の導入との相関性を分析した結果、特許出願件数が 5 件以上の企業の 48.7%、10 件以上 56.6%、20 件以上の 69.1%が職務発明補償制度を導入していると調査され、同制度が優秀な発明の創出に大きく貢献していることが伺えた。

実際に、2013 年の職務発明補償制度運営の優秀事例に選定された企業の場合は、職務

発明補償制度を導入・運営した結果、特許出願の増加や各種の認証獲得、売上高の増加などの成果を収めたという。

一方、韓国特許庁では、自国企業が職務発明補償制度を容易かつ迅速に導入できるよう、職務発明関連の説明会及びコンサルティング実施、職務発明補償規定の標準モデルの配布、優秀企業の認証及び優秀事例の公募などを通じて支援を行っている。

産業財産振興課のク・ヨンミン課長は、「職務発明補償制度が企業の知的財産創出および活用に及ぼす影響が大きいと判断され、わが庁は、国内企業の職務発明補償制度の導入率を2017年まで70%に高める目標を掲げ、より効果的な支援を行う計画だ」と述べた。

5-3 知財専門サービス業界、「厳しい」

電子新聞(2014.2.20)

特許庁が知的財産サービス産業育成を目的に「知財情報活性化案」を掲げて1年が過ぎたが、看板倒れになっている。韓国の知財サービス市場が頭打ちになり、政府の課題事業以外はこれといった販路が見つからず、経営難に陥っている。

知財サービス産業の競争力を強化するため、業界における協力・連携事業などが必要との指摘だ。19日の業界によると、昨年、主要知財専門企業は、特許データベース(DB)、調査・分析、検索、登録料管理会社が赤字となり、経営難に苦しんでいることが確認された。

業界の関係者は、「一部企業は、赤字の損失を穴埋めするため、リストラなどを検討している。大半の知財サービス会社が国内市場は頭打ち状態と認識はしているが、解決策を見出せずにいる」と述べた。

韓国特許庁が2012年に調査した「国内の知識財産サービス産業の実態調査」によると、韓国の知財サービス産業規模は、4105億2700万ウォン水準だ。米国の89億375万ドル(9兆5000億ウォン・2007年経済センサス調査)、日本980億円(1兆300億ウォン・2011特許庁長さ)に比べ市場規模が零細だ。

そのため、韓国特許庁は昨年3月、知財サービス産業の育成と活性化に向け「知財情報産業活性化案」を発表した。特許とサービス、科学、法律など様々な情報が融合した情報システムを構築し、新しいビジネスモデルを探って「韓国型トムソンロイター創設」を掲げていた。

しかし、市場の反応は冷ややかだった。まず、知財サービス会社の単位が零細すぎる。ある知財サービス会社の代表は、「今の規模では、特定企業が単独で事業領域を拡大させることは難しい。知財のDB、検索、翻訳、技術取引などの各分野の専門会社間におけるコンソーシアムなど、協力モデルが必要だ」と指摘した。

韓国特許庁の調査の結果、韓国の知財サービス企業1社当たりの平均売上高は6億ウォンをやっと上回る水準だという。一方、グローバル知財サービス企業の国内市場侵食も問題だ。トムソンロイターやグローバルCPAなどの海外企業がブランドと資本力に基づ

づき、国内の知財市場の顧客を魅了させているが、国内の零細会社は手の打ちようがない状況だ。

知財サービス企業が民間部門で売上げを増やせないと、公共企業に集中してしまうのも競争力悪化の背景として上げられた。業界によると、知財サービス企業は、自社の事業の割合において5%から多い所は50%以上が韓国特許庁の公共事業から売上げを得ているという。特許庁が知財の翻訳、検索、先行技術調査事業を民間の知財サービス企業に下請けする形だ。

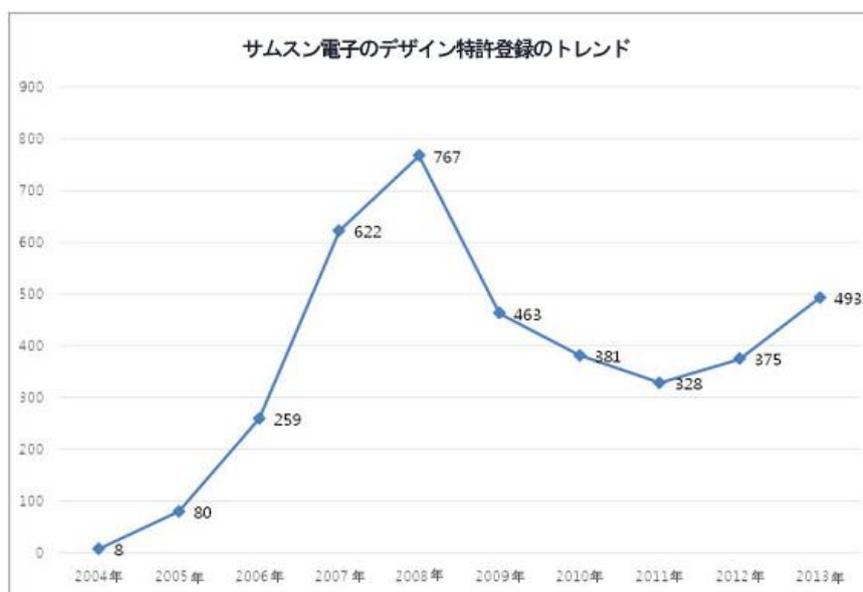
韓国知財サービス産業協会の関係者は、「公共事業の割合を高めていくのは、結局、民間市場の競争力が失われることを意味する」と述べながらも、「しかし、海外市場に進出する能力のない会社が公共事業にも参加できなければ、会社を運営できない状況だ」と説明した。

＜クォン・ドンジュン記者＞

5-4 特許最強者 IBM を追うサムスンの特許パワー

電子新聞(2014. 2. 25)

サムスン電子の米国における特許競争力が堅固なものとなりつつある。特許の質的な評価基準になる「特許引用数」が 2005 年以降、1 年も欠かさず上昇中にあり、その増加ぶりが IBM を追い抜いた。競合会社がサムスン特許を引用するときと共に引用される特許の件数も上昇し、サムスンのグローバル特許競争力も速いスピードで拡大されている。



米国の特許において IBM とサムスンが確固たる「2 強」を成し、後発ランナーとの差を広げた。廣開土研究所のカン・ミンス代表弁理士は、「特許の最強者という地位をしっかりと維持している IBM の唯一の競争相手はサムスンだけ。両社は、特許確保の激浪の

中で、堅調にシェアを維持し、特許最強企業としてのステータスを拡大している」とコメントした。

この10年間、サムスン電子は、3万8430件の特許を米国に登録し、4万7362件のIBMとともに米国特許市場をリードしている。3位はキャノンが2万5240件を登録し、サムスンとの格差が広がっている。

とくに、デザイン特許登録が急増してIBMとの格差を縮めた。サムスンは、スマートフォン117が活性化される前から多様なモデルの端末を発売してデザイン特許登録を積極的に行った。だが、スマートフォン時代を迎え、品目の数を減らす戦略を取ってデザイン特許も減らしてきたが、アップルとの訴訟が本格化した2011年以降から再び増加に転じた。IBMは、B2B企業の特性上、デザイン特許がほとんどなく、サムスン電子とは違う結果となった。

カン弁理士は、「アップルやマイクロソフトも多様なデザイン特許を登録している。アップルがサムスンを攻撃した特許がデザイン特許中心になっていることを踏まえ、サムスン電子のデザイン特許の増加は非常に前向きな動き」と評価した。特許の質という面でも、サムスンの飛躍が目立った。

サムスンの特許を引用した特許件数は、総量ベースではIBMより低いですが、増加の速度はIBMと比較にならないほど速いスピードで増加している。また、サムスン特許が引用される都度、共に引用されるサムスンの特許件数は、平均2.2回という。これは、ほかの企業がサムスン電子の特許を引用した引用レファレンスにサムスン特許が2件程度含まれていることで、競合企業を含めたほかの企業においてサムスン特許の影響力が相当高いことを意味する。

2004年から2007年まで共に引用されたサムスンの特許件数は、1.4~1.9回と、比較的低かったが、2008年から急増した。サムスン特許の影響力が速いスピードで高まっていることを裏付ける。

<イ・カンウク記者>

5-5 GE、国内中小・中堅企業に特許技術移転を決め

デジタルタイムズ(2014.2.26)

GEは、産業通商資源部と了解覚書を締結し、海洋プラント・ヘルスケア・中型航空エンジンなどの分野で保有している350の特許技術を韓国の中小・中堅企業に移転することを決めた。

産業通商資源部は26日、ユン・サンジク長官とGEのジョン・ライス副会長がソウルにおいてGEの韓国投資協力、未来の成長エンジン共同研究、韓国の中小・中堅企業の能力強化などを内容とする了解覚書を締結したと発表した。

これは、昨年10月、パク・グンへ大統領とGEの会長との面談のフォローアップとして、産業部とGEがこれまでタスクフォースを構成し模索してきた協力案の結果だ。

GE はまず、350 の特許技術を移転し、その後、1000 件に拡大するという。これに基づき、韓国の中小・中堅企業が GE のグローバル供給網への参加を促していく方針だと産業部は伝えた。

同日、ライス副会長は、海洋プラントのコア機材とされる BOP (Blow Out Preventer、噴出防止装置) の生産設備の韓国建設を優先検討中だとした。

GE は、韓国の意思決定の速さ、製造能力、優秀な人的資源を高く評価し、韓国を潜在成長力の高い市場である評価する一方、世界市場進出の協力パートナーとしたい考えを表明したと産業部は伝えた。

<キム・スンリョン記者>

5-6 知財サービス市場、公共機関が全体の 8 割占め

電子新聞 (2014. 2. 26)

特許の先行技術調査・分析、翻訳、分類など、特許庁が遂行する知的財産事業課題の大半を公共機関が遂行していて問題となっている。知財サービス産業の成長の呼び水としての役割を果たすべき公共課題が特許庁の傘下機関に集中され、民間市場の活性化に足かせとなっているという指摘だ。

25 日、特許庁と業界によると、今年、特許庁が依頼した特許の先行技術調査・分析、商標出願の翻訳、商品の分類などの公共課題の中で 80% 以上を特許庁の傘下機関である特許情報院と特許情報振興センターが担当していると調査された。

2014 年度の主要知財サービス課題の割当物量をみると、特許庁傘下機関が占める割合が △国際商標登録出願の英文指定商品の翻訳および分類事業 82% (韓国特許情報院) △指定商品の分類事業 81% (韓国特許情報院) △特許・実用新案の出願先行技術調査事業 78.3% (特許情報振興センター) △国際出願の先行技術調査事業 69.4% (特許情報振興センター) △商標調査分析事業 66.7% (特許情報振興センター) △図形商標分類事業の 50% (韓国特許情報院) などだ。

特許庁は、特許の先行技術調査などの一部事業課題は、特許品質の向上のため、調査分析の専門人材の数やセキュリティなど問題で、民間に任せられにくいと主張する。

特許庁の関係者は、「選定機関や企業の人材の数、セキュリティ要件などを踏まえると、公共機関に事業を集中せざるをえない。特許情報などが外部に流出されないように徹底した管理・監督が必要だからだ」と述べた。法律として定めた専門機関以外に民間企業が課題を担当する場合、リスクが高まるという意味だ。

一方、業界では、先行技術調査委以外に、商標・デザインの分類、翻訳事業まで公的機関が担当していることに不満の声を漏らしている。ある知財サービス企業の代表は、「セキュリティ規定に大きく影響されない事業は、民間に依頼する必要がある。民間の知財サービス市場の成長エンジンの強化に役立つはず」だとコメントした。

また、「民間企業の安定的な人材の運営だけでなく、知財サービス専門人材の育成とい

う意味からも、特許庁の公共課題の民間受注の割合を高めるべきだ。現在は、知財サービスの公共事業のハードルが非常に高い」と批判する関係者もいる。

2014 年度における特許庁の主要公共事業課題の発注状況

<資料：特許庁>

	公的機関	民間企業	事業予算
国際商標登録出願の英文指定商品の 翻訳及び分類	82	18	5 億 2700 万ウォン
指定商品の分類	81	19	3 億 6400 万ウォン
特許・実用新案の出願の先行技術調査	78.3	21.7	278 億 1600 万ウォン
国際出願の先行技術調査	69.4	30.6	157 億 2700 万ウォン
商標調査の分析	66.7	33.3	29 億 4200 万ウォン
図形商標の分類	50	50	3 億 600 万ウォン

<クォン・ドンジュン記者>

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。
お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム